



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 1

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）…………… 1
- 道路の区域の決定（道路管理課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 4

人事委員会事項

- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

規 則

沖縄県立児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第7号

沖縄県立児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立児童福祉施設管理規則（昭和52年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「36人」を「30人」に改める。

第7条第1項中「第6条」を「第5条」に改め、同条第2項中「第6条」を「第5条」に改め、同項第4号中「日に」を「日の」に改める。

第8条中「第9条」を「第8条」に改める。

別記様式中「第6条」を「第5条」に、「日に」を「日の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市西原第1地区県営農地整備事業に係る換地処分をした。

平成29年 3月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、平成29年3月14日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 幸地インター線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
西原町字翁長564番から 西原町字幸地602番3地先まで	12.1m ～ 359.4m	1,082.2m

沖縄県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成29年3月14日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 石垣空港線
- 2 供用開始の区間 石垣市字真栄里668番4から石垣市字真栄里584番7まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3月14日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 3月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成25年沖縄総合事務局告示第18号の事業地に那覇市首里汀良町3丁目地内を加える。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成25年4月25日から平成32年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成29年 3月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成29年7月2日午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験 平成29年9月10日午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成29年7月23日午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験 平成29年10月8日午前11時から午後4時まで

2 試験会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みは、平成16年以後に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(7) 期間 平成29年4月10日から同月17日まで

(4) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法 センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み 初めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受験する者（(3)の郵送による受験申込みにおいて、平成28年以前の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できない者を含む。）は、受付場所における受験申込みを行うこと。

ア 受験申込書の配付期間及び配付場所 受験申込書は、(7)に掲げる期間に(4)に掲げる場所において配付する。

(7) 期間 平成29年3月31日から同年4月24日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、平成29年4月22日（土曜日）及び同月23日（日曜日）は、公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号）に限って配付を行う。）

(4) 場所

a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）

b 沖縄県北部土木事務所建築班（名護市大南一丁目13番11号沖縄県北部合同庁舎2階 電話番号0980-53-2010）

c 沖縄県宮古土木事務所建築班（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-1437）

d 沖縄県八重山土木事務所建築班（石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-3077）

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(7)に掲げる期間に(4)に掲げる場所において受け付ける。

(7) 期間 平成29年4月20日から同月24日まで（沖縄県宮古土木事務所建築班及び八重山建築設計監理協会においては平成29年4月20日及び同月21日）

(4) 場所

a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）

b 沖縄県宮古土木事務所建築班（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-1437）

c 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980-83-2920）

ウ 受付時間

(7) 受験申込書の配付 午前10時から午後5時（平成29年4月24日においては、午後4時）まで

(4) 受験申込み 午前10時から午後5時まで

エ 受験申込方法 受験申込書をイ(4)に掲げる場所に直接持参して提出すること。

(3) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みは、平成28年以前に二級建築士試験又は木造建築士試験

験を受験した者のうち、平成28年以前の二級建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）又は木造建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できるものに限り行うことができる。ただし、離島その他遠隔地に在住し(2)エによる受験申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（受験申込書を直接持参できない旨を証明したもの）又は住民票を添付した者は、この限りでない。

ア 受験申込受付期間 平成29年4月3日から同月17日まで（申込受付期間最終日までの消印のあるものに限り有効とする。）

イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成29年8月22日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成29年12月7日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成29年9月5日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成29年12月7日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成29年6月7日以後において公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するほか、センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年2月16日 沖縄県指令南土第139号

2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原306番11

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1622番地の1 TKスカイマンション501 高良信達、糸満市字糸満1622番地の1 TKスカイマンション501 高良小百合

5 検査済証番号 平成29年1月18日 N第740号

6 工事完了年月日 平成29年1月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年3月24日 沖縄県指令南土第293号

2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯太田原296番6

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字志多伯296番地3 神谷慎吾、八重瀬町字志多伯296番地3 神谷昌美

5 検査済証番号 平成29年1月20日 N第741号

6 工事完了年月日 平成29年1月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 4月13日 沖縄県指令南土第522号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡嘉敷太田原253番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田181番地 2 大晴マンションA201 下川健、豊見城市字上田181番地 2 大晴マンションA201 下川千夏
- 5 検査済証番号 平成29年 1月26日 N第742号
- 6 工事完了年月日 平成29年 1月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 1月18日 沖縄県指令南土第35号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大度309番19
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場1985番地 コーポ久場崎310号 水谷千夏
- 5 検査済証番号 平成29年 1月31日 N第743号
- 6 工事完了年月日 平成29年 1月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 7月 1日 沖縄県指令南土第897号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字国吉37番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字国吉37番地 仲里篤
- 5 検査済証番号 平成29年 1月31日 N第744号
- 6 工事完了年月日 平成29年 1月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 5月30日 沖縄県指令南土第628号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良270番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原104番地（2F） 宮城秀治
- 5 検査済証番号 平成29年 2月 7日 N第745号
- 6 工事完了年月日 平成29年 1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成29年 3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 2月10日 沖縄県指令南土第123号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字小城174番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目 5番 9-508号県営西崎団地 金城勉
- 5 検査済証番号 平成29年 2月 9日 N第746号
- 6 工事完了年月日 平成29年 2月 7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 8月 9日 沖縄県指令南土第1135号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波538番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波28番地の 1 カスティーヨ城D-1 神谷進
- 5 検査済証番号 平成29年 2月21日 N第747号
- 6 工事完了年月日 平成29年 2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 3月14日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 2月18日 沖縄県指令南土第199号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城722番ほか 1 筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市大里字大城619番地 満天株式会社 代表取締役 赤嶺 和雄
- 5 検査済証番号 平成29年 2月21日 N第748号
- 6 工事完了年月日 平成29年 1月31日

人事委員会事項

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月14日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第 2 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（扶養手当に関する規則の一部を改正する規則附則第 2 項から第 4 項までの規定が適用される間の読替え）

- 3 平成29年 4月 1日から平成32年 3月31日までの間は、第 2 条第 2 号中「扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）第 2 条」とあるのは、「扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

(平成29年沖縄県人事委員会規則第1号) 附則第2項から第4項までの規定により読み替えられた扶養手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号)第2条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---